

広島県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区湯来町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、広島市長から届出があった。

平成二十一年一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上	欄		
葛原	大字			葛原	大字
下土井	字	地	番	葛原	大字
八五五及びこれに隣接する水路である市有地の全部				土井	字
		下		欄	